

## 「新たな自社株式保有スキーム」に関する会計処理の検討について（案）

### 1. 基準諮問会議からの提言

平成20年11月20日に開催された第166回企業会計基準委員会において、次のとおり、基準諮問会議から審議テーマについて提言があった。

#### 2. 新たな自社株式保有スキームにかかる会計処理

##### (1) 提言の背景

我が国では、これまで従業員の福利厚生や勤労意欲の向上等を目的に、従業員持株会が広く普及しているが、近時、中間法人や信託等のビークルを利用し、企業からの拠出金や金融機関等からの借入等を用いて、将来、従業員に付与する株式を一括取得し、当該株式を一定期間保有したあとに従業員に付与するといった新たな自社株式保有スキームが導入され始めている。

現在、件数は少ないものの、既に同スキームを導入済の企業において会計処理にバラツキがあり、また、同様のスキームの導入を検討している企業も複数あるといった状況を勘案すると、海外の会計基準との整合性も考慮し、必要と思われる取扱いを定めることが適当であると考えられる。

##### (2) 問題点

個別又は連結財務諸表上、中間法人や信託の財産、これらのビークルとの取引について、どのような会計処理及び表示が適切であるか。

なお、平成20年11月17日に、経済産業省から「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」が公表されている（別添参照）。

### 2. 今後の進め方と作業計画（案）

当該スキームの取引内容は一様ではなく、また、必要と思われる取扱いは、他益信託の処理だけであるため、特別目的会社専門委員会において、「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」（【論点2】連結対象となる企業について）とあわせて検討を進めてはどうか。

以 上